

平成26年度第3回教育委員会定例会 会議録

◇ 開催年月日 平成26年6月9日（月） 15時30分開会
17時00分閉会

◇ 開催の場所 教育委員会室

◇ 出席委員

委員長	窪薙 修	委員	津曲 貞利
委員	高島まり子	委員	桃木野 聰
教育長	石踊 政昭		

◇ 説明のため出席した者の職氏名

管理部長	星野 泰啓	教育部長	藤田 芳昭
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	岩切 正己
文化財課長	兒玉 潤一郎	美術館副館長	山西 健夫
図書館長	斎之平 智	学務課長	松山 武史
学校教育課長	白濱 富男	保健体育課長	向井 雄志
青少年課長	岩戸 均	生涯学習課長	寺蘭 裕之
少年自然の家所長	藤山 洋一	中央学校給食センター所長	春田 浩志

◇ 書記

総務課主幹	土屋 幹雄	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
 - 定第17号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第18号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第19号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第20号議案 鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第21号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件
 - 定第22号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

6 協議事項

- (1) 全国学力・学習状況調査結果の公表について
- (2) 土曜授業の実施について

7 報告事項

- (1) 平成26年度教育行政評価会議の委員の選任及び担当課による一次評価について
- (2) 「鹿児島市いじめ防止基本方針」の策定について
- (3) 学校職員の事故について

8 その他

9 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成26年度第3回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しております、定足数に達しておりますので、会議は成立しております

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する議案6件は人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思います。

また、報告事項（3）は、個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみの出席としたいと思いますが、ご異議ございませんか。（異議なしの声）

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第17号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

定第18号議案 鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～～～～～～～～～～～～～～～～～

定第19号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～～～～～～～～～～～～～～～～～

定第20号議案 鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～～～～～～～～～～～～～～～～～

定第21号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱及び委嘱の件

原案可決

【本議案は非公開】

～～～～～～～～～～～～

定第22号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【本議案は非公開】

～～～～～～～～～～～～

6 協議事項

(1) 全国学力・学習状況調査結果の公表について

委員長 協議事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 前回の定例会で、全国学力・学習状況調査結果の学校による公表につきましてご意見をいただきました。本日は、そのようなかたちで公表するに当たって、一定の配慮の必要な学校があるのではないかということについてご協議をお願いいたします。実施学年の児童生徒が少ない学校への配慮について説明いたします。配慮事項として、(1) 度数分布グラフと(2) レーダーチャート(3) 改善策について学校へ事前確認を行い、学校が検討をした代替案を公表することが可能になるようにしたいと考えております。統計上、信頼のおける人数というのが20人以上であることから、実施学年の児童生徒数が19人以下の学校を対象としまして、事前に確認を行いたいと考えているところです。次に調査結果が下位の学校への配慮事項として、対象となる学校と公表するかしないか等を事前に確認を行い、公表しないことも可能となるようにしたいと考えております。公表しない場合、市の度数分布は、「鹿児島市のホームページを参照」と示したいと考えております。1教科でも対象となる場合には、全教科公表しないものとします。対象となる学校は、各年度の調査結果を受けて、その都度判断してまいりたいと思います。例えば、25年度の小学校を例にしますと、資料の国語Aの55以下の4校、国語Bは3校を対象としたいと考えております。この場合、正規の度数分布で、5段階で考えた場合の1にあたる部分を中心に事前の協議をしていきたいと考えております。そして、公表をしないと学校が判断をした場合は、その代案を示すということになります。以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見をお願いします。

委員 保護者の方々はどういった反応を示されるのでしょうか。

事務局 具体的な公表の案ができあがりましたので、これをもとに市PTA連合会の役員の方々と協議をしていきたいと考えております。案ができる前にお話をしたところでは、市、学校の方針が示されればそちらに協力をしたいとの意見でございました。

委員 4月にあった試験の結果はいつ分かるのですか。

- 事務局 8月頃です。
- 委員 学校側は自分の学校が市内でどの位置にあるというのは分かるが、保護者に公表するときに、グラフに色を塗って示そうとしているわけですよね。正答率の良くない学校には配慮をするが、一番成績のいい1校については公表するということですね。
- 事務局 現在のところは、公表をしたいと考えております。ただ、児童生徒数の少ない学校については、下位の学校と同じように事前に協議を行いたいと思います。上位ですので、公表してよいかと考えますが、学校の捉え方は私たちの考えと異なる場合も考えられますので協議をすることになります。
- 委員 もともと児童生徒数が少なくて、成績の振るわない児童生徒がいた場合にプライバシーへの配慮から、児童生徒数の少ない学校には配慮していきましょうという話だったと思うのですが、調査結果が下位の学校に対する配慮というのはどういう視点から生まれるのかわからないというのが1つと、児童生徒数が少ない学校と下位の学校への配慮というのが重なるから下位の学校への配慮が出てきたのではないかと思うのですが。
- 事務局 人数の少ない学校と下位の学校が重なるかというと必ずしもそうではありません。下位の学校への配慮につきましては、学力検査の結果が悪いので生徒指導の問題も多いなど、短絡的な結びつけなどが行われるおそれがございます。併せて、生徒等が使うスマートフォンによるLINE等で結果を簡単に流してしまうというようなことが考えられます。保護者も使用しますので、ある問題点と成績を結び付けてそれで学校を決めてしまうというようなことが考えられます。そういうことに配慮したものでございます。
- 委員 なぜ、うちの子どもの学校は公表されないのであるのかという質問があったときに、「下位の学校ですから」と言わされたら、結局LINE等で流れてしまうのではないかと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。
- 事務局 具体的な文言については、下位の学校というよりは「配慮した学校につきましては、公表しておりません」といったような表現が必要となるかと思います。今後市の方針を示す中で工夫していく必要があるかと考えております。
- 委員 市の教育委員会としては、下位の学校に対するある程度の指導というのは必要ですよね。
- 事務局 ご指摘の件は非常に大事なところでございます。市の学校全部に共通する課題、改善等は市としてホームページで示すこととは別に、個々の学校にも指導していくということになります。学校訪問、各種研修会を通じて行なっていきます。
- 委員 児童が2人しかいない学校で、極端な例でいうと、1人の子は100点、1人の子は0点だった場合、平均の50点が学校の結果として公表するだけの価値があるのか。先ほど20人以上とありましたが、100人、200人という大規模校であれば、平均したら真ん中当たりにくるのでしょうか。
- 委員 人数をどこで切るかはさておくとして、児童生徒数が少ない学校は継続的に公表しないことなると思いますが、下位の学校というのは、うまくいけば翌年

度以降は公表される、ある学校は当然落ちるわけですから、「なぜうちの学校は去年は公表したのに今年はしないのか」と、継続性がないということは、逆に保護者からの疑念を生むのではないかと思います。そのときに、「うちの学校は成績が悪くなりましたから、公表しません」とはなかなか言えないので、何の基準で公表非公表を決めているのかきちんと説明できるようにしておかないと、調査結果が下位だからという理由での公表の有無はなるべく避けた方がいいのではないかと思います。

委員長 他にご意見はありませんか。

委員 私は、公表しない方がいいと思います。マスコミ等で各小学校別に序列がついてくることに対して、教育的な見地から問題があるのではないかと思っています。ただ、各学校で自分の学校が国、県、市でどのくらいのレベルにあるかというのはきちんと認識をしていくのが教育者のるべき姿であると思いますし、それに対して課題を設定して解決すべきであると思いますが、一覧表をマスコミへ出すということはしない方がいいと思っております。データ自体が平均値として信頼性を帯びない小規模校や個人のプライバシーに影響するようなものについての配慮は必要ですが、下位を公表しないというのは、通らないのではないかと思います。

委員 どうしても世の中の流れで公表するのであれば、成績がいい悪いに関わらず、19人以下の学校については、公表しないというのがいいのではないかと思います。

委員 文科省はどう考えているのですか。

委員 判断は各市町村に委ねられています。

委員 度数分布グラフを外して、レーダーチャートと改善策を示すというのがいいのではないかですか。

委員 改善策はしっかりと示すべきですよね。

委員 自分の学校はこの位置ですよというのが分かる度数分布グラフの公表については、どの程度要請があるのですか。

事務局 度数分布グラフで示すのは、本市独自で考えております。グラフに色を塗るというのは、平均正答率をそのまま出せませんので、ある程度の位置を分かるように説明責任を果たそうという試みの案でございます。

委員 私はレーダーチャートと改善策を示すというのが分かりやすくて、十分であると思います。

委員 校長面談のときに教育委員には数字は教えていただけるのでしょうか。見た上でお話をさせていただいた方がいいんでしょうかね。まずは、レーダーチャートと改善策でやってみるのがいいのではないかと思います。

委員長 他の委員の皆さんも、レーダーチャートと改善策を示すということでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

～～～～～～～～～～～～

(2) 土曜授業の実施について

委員長 協議事項(2)について、説明をお願いします。

事務局 土曜授業の実施につきましては、11月の本定例会で説明や資料提供をいたしました。今回は、その後の状況や本県の動向等を説明させていただきますので、ご協議をお願いいたします。まず、文科省の考える土曜授業ですが、文科省は、いわゆる座学で行う通常の授業ではなく、地域と連携した体験活動や、外部の人材を活用した授業を考えているようです。そのモデル事業である土曜授業推進事業の予算は、次ページ資料の中ほど左の下線部にもありますように、外部人材の謝金や費用弁償等が主でございます。このように、体験活動等の実施を言いながら、一方で、学力向上をイメージする「授業」という言葉を使用していることから、学校現場や国民等に誤解や混乱を招いているのではないかと思われます。これまでの経緯等を踏まえ、全国中核市教育長会では、昨年10月に、各中核市の教委に土曜授業に関するアンケートを実施し、(1)から(3)のようなことを、国が検討する必要があるとしております。(1)は、学校週5日制の検証が必要であるということです。(2)は、義務教育において、バラつきがあってよいのか。文科省がガイドラインをつくって全国一律に実施すべきではないか。行うとすれば学力向上に直接つながる国語・社会など各教科の授業を実施する方がよいという意見のようです。県の動向でございますが、「県学校職員の勤務時間に関する規則」を改正して、教員が土曜日等に出勤した場合、それに代わる休業日を、これまでの「前4週・後8週」から、「前8週から後の16週」の間に振り替えて、夏休み等に取れるようにしました。また、「土曜授業に関する検討会」を設置しました。今後、2つの研究協力校での実施を踏まえ、土曜授業の成果や課題等を明らかにしていくそうです。なお、今年の秋ごろを目途に結果をとりまとめることです。資料には、現段階での本市における土曜授業に関する課題をまとめておりまして、お目通しください。今後のスケジュールについては、6月中に、校長会や市P連との意見交換を行い、それを基に7月の本定例会でも協議をいただき、本市の考えを整理し、10月下旬の定例会で方針を報告し、11月に決定していきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見をお願いします。

委員 県教委は来年4月1日から実施したい方向性なのですか。鹿児島市は11月までに方針を決めて、「実施しない」と言えるのですか。

事務局 県教委は実施して欲しいという意向であります。できる所からということをございますので、本市の考えに基づいて実施してよいと捉えております。

委員 今、福岡や佐賀の一部は実施しているわけですが、できる所からして、できない所はしなくていいというのが義務教育なのでしょうか。

委員 10年間続いた学校週5日制というのは、やっぱりだめだったということな

のでしょうか。例えば、私立は授業をやっているから格差が出たとか、きっちとした検証があつてのことなのでしょうか。

委員 資料の新聞記事に「子どものため受け皿必要」とあります。14、5年前に学校週5日制を導入する際、家庭を受け皿にするのだという言葉をいやといふほど聞きました。そして、月2回の試行が始まって完全週5日になって10年目、これまでの総括もなしに、なぜまた土曜授業を始めるとなってきたのかというところが不明瞭ですよね。

委員 保護者はどういう気持ちなのでしょうか。

事務局 資料では、全国で4割の保護者が希望しているとなっております。

委員 この4月からモデル校を設定して、県としては1年間研究しようということで、今実施しているのは坊津学園小・中学校と喜界小学校の2校です。県は検討会で27年に向けて実施の方向性で検討しているということです。

委員 授業の内容をどうするかというのも難しいですね。

委員 中核市の教育長会では、外部から講師を呼んで話を聞くよりは、本来の授業の方がいいのではないかという案は出ています。

委員 週5日制の議論があったときに、土曜日というのは親子の触れ合いの貴重な時間であつて、授業以外の課外授業等を充実して欲しいという意見が出たはずです。そのことによって、学校もできるだけ解放して、地域総合スポーツクラブといったものも充実をさせていきましょうとなって、学校の部活が土曜日の受け皿ではなく、地域のスポーツクラブやボランティア団体、親などが土曜日をクリエイトしていきましょうということであったと理解しています。

委員 総括の議論がないのに、方向性を出すのはできないと思いますが、土曜授業は必要なのだろうと思います。ただ、文科省が言うように外部の人材の話ではなく、授業をきっちり行う方向でやっていただくべきだと思います。10年も完全5日制が実施されて、教育に熱心な親御さんはこの土曜日を塾やけいこ事に組み込んでいます。ですから、何のために土曜日の授業をやるのかというのを説得できる論拠がないと反発は出てくるだろうと思います。

委員 小学校低学年まで英語教育が言われている時代に国際化、グローバル化への逆行だと思います。

委員 やっぱり一番大きいのは、共働きの問題だと思います。母親が家庭にいないというが、底流にあるとすれば、教育ではなくて、産業構造の問題でもあります。今の状態では、仮に保護者が土曜授業を実施して欲しいという要望を出しても無理がないような気がします。習い事や塾にやるのが難しい家庭もあるでしょうから、そういうことは国の問題だと思います。

委員長 他にありませんか。

(なしの声あり)

～～～～～～～～～～～～

7 報告事項

(1) 平成26年度教育行政評価会議の委員の選任及び担当課による一次評価について

委員長 次に、報告事項(1)について、説明をお願いします。

事務局 教育委員会活動の点検・評価は、教育振興基本計画に掲げる41施策に関する事業について、25年度と26年度の2ヶ年に分け、事業評価を行っていただることとしており、26年度は、残りの51事業を行うこととしております。点検・評価の流れでございますが、現在、一次評価といたしまして、51事業を抽出し、所管課による評価を行ったところでございます。

この後、二次評価といたしまして、外部評価と内部評価の2つに分けまして評価をいたします。そして、最終評価といたしまして、教育委員の皆様には51事業についての評価をしていただき、議会へ報告書の提出・公表という流れになっております。委員候補者は、二次評価の外部評価をしていただく5人の教育行政評価会議の委員につきまして、内定をいたしましたので、これを報告するものでございます。武隈委員、2番目の小迫委員につきましては、昨年度に引き続き委員をお願いするものでございます。3番目の社会教育委員である國弘委員、市小学校長会会长である奥委員、そして、市PTA連合会副会長の石神委員、これらの5の方々にお願いするものでございます。委嘱期間は、平成26年7月下旬から平成28年3月31日までとし、市長事務部局の行政評価委員と同じ2年以内とすることといたします。今後のスケジュールでございますが、7月から8月にかけまして、3回ほど外部評価の会議を開催いたします。また、同時にそれ以外の事業につきましては、両部長、総務課長による二次評価を実施いたします。この結果を9月の定例会でご報告申し上げ、9月から10月にかけまして、委員の皆様方に最終評価をお願いすることになります。まとまりましたものは、11月以降市議会へ報告、そして、市民へ公表といった流れになっております。資料の表は、今回対象となっております51の事業の一次評価結果を示しております。一次評価結果を申し上げますと、評価区分といたしまして、AからGまでありますが、Aが49件、Gが2件ということでございました。Aは、引き続き改善・工夫に努めながら継続する、Gは、事業の終期に合わせて、終了すべき、ということとなっておりまして、「学校クーラー設置事業」と、「玉里邸庭園整備事業」でございます。これらの事業は、整備事業としましては終了し、27年度からは、施設等の維持管理事業を新たに開始する予定でございます。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありますたらどうぞ。

(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 「鹿児島市いじめ防止基本方針」の策定について

委員長 次に、報告事項(2)について、青少年課長、説明をお願いします。

事務局 経緯につきましては、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行されまして、12条に地方協団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとすると定められております。国の中基本方針は25年10月に、鹿児島県の基本方針は26年3月にそれぞれ発表されております。これらの基本方針を受けまして、「鹿児島市いじめ防止基本方針」を策定いたします。基本方針策定の流れにつきましては、7月上旬から1ヶ月間パブリックコメントを実施し、寄せられました意見を検討した後、10月上旬に本市基本方針を発表したいと考えております。なお、パブリックコメントの実施手続きをお示ししております。意見募集の周知や意見への対応等につきましてはホームページ等で行います。2ページから3ページに概要版がお示ししておりますが、ほぼ県の指針等を参照して作成いたしました。Iは、いじめの防止等のための対策の基本理念や対策等を示しております。IIのいじめの防止等のための対策の内容に関する事項は、1で本市独自で実施する施策が掲載しております。2は学校が実施する施策について、いじめ防止基本方針の策定といじめの防止等の対策のための組織の設置及びいじめの防止等に関する措置を述べてあります。IIIの重大事態への対処としては、1で重大事態の定義と緊急対応、2で学校又は教育委員会による調査について、3で調査結果の報告等について記載しております。基本方針案につきましては、別冊資料としてお示ししております。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)

～～～～～～～～～～～～

(3) 学校職員の事故について

【本議案は非公開】

8 その他

委員長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の定例会についてご連絡いたします。次回は、7月8日火曜日の14時から、場所は鹿児島玉龍中高一貫教育校での開催なります。よろしくお願いします。以上です。

委員長 他にございませんか。
(なしの声あり)

9 閉会

委員長 以上をもちまして本日の定例会を終了します。
【以上】